

# 資料

## 1. 前計画の数値目標の検証

### ●第4次芦屋市男女共同参画行動計画

基本目標	内容	項目	計画策定時 (平成28年度)	現状 (令和3年度)	目標 (令和4年度)	所管
1 意識づくり 男女共同参画社会の 実現に向けた 意識づくり	男女共同参画センター等で一時 保育付き事業・講座を実施し、 啓発	講座実施回数	年13回	年18回 (新型コロナによる 中止1回を含む)	年18回	人権・男女共生課
	芦屋市独自の記事を掲載したセ ンター通信ウィザスを季刊誌と して発行・配架	センター通信ウィザス の認知度	21.0% (市民意識調査)	11.2% (市民意識調査)	40%以上	人権・男女共生課
	講座や事業実施時に周知すると ともに、概要版を市内施設に配 架	芦屋市男女共同参画 推進条例の認知度	36.7% (市民意識調査)	10.1% (市民意識調査)	50%以上	人権・男女共生課
	小・中学校の家庭科や社会科等 における男女共同参画の学習	授業での講演会の 実施回数	1回	講演会 0回 すべての小・中学校 全学年で授業を実施	3回	人権・男女共生課 学校教育課
人事課特別研修(専門研修) 「男女共同参画研修」	職員研修の参加者数	30人	職員研修 47人 新任職員研修 41 人	40人	人権・男女共生課	
2 仕組みづくり 男女共同参画社会 実現のための 仕組みづくり	家族で参加しやすい土日開催事 業を実施	事業・講座への 参加者数	1,227人	1,352人	1,500人	子育て推進課 人権・男女共生課
	兵庫県等と連携し、男女共同参 画を推進するリーダーを育成・ 配置・活用	事業実施回数	年1回	0回	年1回以上	人権・男女共生課
3 環境整備 ひとりひとりが 尊重される 環境の整備	健康講座において性と生殖に関 する健康と権利(リプロダク ティブ・ヘルス/ライツ)に関 する啓発を実施	「性と生殖に関する健 康と権利(リプロダク ティブ・ヘルス/ライツ)」の言葉の認知度	3.1% (市民意識調査)	4.0% (市民意識調査)	10%	人権・男女共生課
	・心の悩み相談 ・家事調停相談 ・法律相談	相談件数	233件	166件	260件	人権・男女共生課
4 体制と拠点の充実 市民や男女共同参画を 推進する団体との 協働と支援	男女共同参画図書コーナーの貸 出し資料の充実	図書貸出し冊数	90冊	1,180冊	180冊	人権・男女共生課
	男女共同参画センターの団体交 流スペース等の設備や予約の利 便性を高め、団体の交流を促進	団体交流スペースの 利用件数	115件	125件	150件	人権・男女共生課
5 全ての女性の 活躍を推進 (第2次芦屋市女性 活躍推進計画)	自己分析やコミュニケーション 講座等の実施	参加人数(延べ)	17人	8人	35人以上	人権・男女共生課
	就労・起業のためのパソコン講 座等の実施	参加人数(延べ)	69人	パソコン講座 11人	100人以上	人権・男女共生課
	女性委員比率40%を目標に積極 的な男女共同参画推進	女性委員比率	36.9% (H29.4.1現在)	35.4% (R3.4.1現在)	40%以上	附属機関等所管課
	職務遂行能力、適性等を総合的 に判断した職員の適正な配置	市の管理職等に占める 女性職員の割合	※1 管理的地位 (課長級以上) 29.3% (部長級以上) 9.4%	※1 管理的地位 (課長級以上) 33.3% (部長級以上) 9.1% ※2 部課長級 38.1% (R3.4.1現在)	※1 管理的地位 (課長級以上) 35%以上 (部長級以上) 12%以上	人事課
6 仕事と生活の 両立 (第2次芦屋市女性 活躍推進計画)	多様な媒体を活用した様々な年 代に向けた啓発と情報提供	「ワーク・ライフ・バ ランス」の言葉の認知度	27.8% (市民意識調査)	29.6% (市民意識調査)	70%以上	人権・男女共生課
	市男性職員への育児休業や出産 補助休暇、介護休暇の取得促進	男性の育児に関する 休暇取得率	出産補助休暇 90.6% 育児参加休暇 53.1% 育児休業 6.1%	出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2%	出産補助休暇 95%以上 育児参加休暇 60%以上 育児休業 10%以上	人事課

※1 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会・芦屋病院(学校・園除く。)  
 ※2 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会(保育所・学校・園除く。)

## ●第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

基本目標	内容	項目	計画策定時 (平成28年度)	現状 (令和3年度)	目標 (令和4年度)	所管
1 啓発・教育の充実	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	7.3% (市民意識調査)	50%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	43.9% (市民意識調査)	65%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	デートDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	17.9% (市民意識調査)	30%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DV防止講座開催回数	—	—	年1回	DV相談室
	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	市職員へのDVについての研修回数	年1回	新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での周知1回	年1回以上	DV相談室 人事課
	庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発回数	—	1回	年1回以上	DV相談室
	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	デートDVに関する予防啓発講座の開催回数	—	年1回	年1回以上	人権・男女共生課 学校教育課
2 相談体制の充実	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	0回 (二重なし)	年1回以上	DV相談室

※「第4次芦屋市男女共同参画行動計画」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」現状（令和3年度）の列の灰色の欄は目標未達成の項目

※未達成の項目から読み取れる課題は、

- ・男女共同参画センター移転直後に新型コロナウイルス感染症が流行したことで、活動が制限され、十分な事業の実施ができなかった。事業の実施にあたっては、対面での実施を含め、近年浸透したオンライン形式等、様々な実施方法により、参加しやすい事業を実施していくことが重要である。
- ・男女共同参画センター自体や、相談事業、DV相談室等、基本的な認知度が全体として低い。認知度の底上げを図るための取組が必要である。
- ・数値目標の数が多過ぎたため、広く薄い活動になり、効果が出にくい状況にある。目標の数を絞り、レベルを適切なものに設定して、効果的な取組へつなげ、その相乗効果を他の項目にも波及させるよう取り組む必要がある。

## 2. 市民及び職員意識調査の概要

令和3(2021)年度に、本計画の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民及び職員意識調査」を実施しました。対象者や回収率等は次のとおりです。

なお意識調査の結果報告書は、市ホームページでご覧いただけます。

### 市民意識調査 結果報告書

[https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331\\_siminhoukokusaisyuu.pdf](https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331_siminhoukokusaisyuu.pdf)



### 職員意識調査 結果報告書

[https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331\\_syokuinhoukokusaisyuu.pdf](https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331_syokuinhoukokusaisyuu.pdf)



	市民意識調査	職員意識調査
調査対象者	市内在住の18歳以上の市民	全職員（特別職は除く。）
対象者数	2,000人（男女各1,000人）	1,826人
調査方法	郵送による調査票の配付 もしくは インターネットによるアンケートフォーム回答	
調査期間	令和3(2021)年8月26日～9月17日	
回収数・回収率	935件（46.8%）	1,341件（73.4%）
調査項目	(1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)DVについて (5)男女共同参画の取組について	(1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)昇任の希望などについて (5)芦屋市DV相談室について (6)男女共同参画の取組について

### 3. 委員名簿

#### ●芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

令和4年11月現在

	氏名	所属等
学識経験者	◎ 奥野 明子	甲南大学経営学部教授
	○ 細川 由美子	姫路大学看護学部助産学領域講師
	武本 夕香子	弁護士
	関 めぐみ	甲南大学文学部社会学科講師
委員 市民	城戸 知子	公募市民委員
団体代表	大場 由裕	芦屋地方労働組合協議会
	福本 吉宗	芦屋市商工会
	橋本 明美	芦屋市自治会連合会
	熊懐 賀代	芦屋市男女共同参画団体協議会

敬称略 ◎会長 ○副会長

●芦屋市男女共同参画推進本部員名簿

令和4年11月現在

職務	氏名	役職名
本部長	伊藤 舞	市長
副本部長	佐藤 徳治	副市長
本部員	福岡 憲助	教育長
	西田 憲生	技監
	上田 剛	企画部長
	森田 昭弘	総務部長
	御手洗 裕己	総務部参事（財務担当部長）
	大上 勉	市民生活部長
	中山 裕雅	福祉部長
	中西 勉	こども・健康部長
	辻 正彦	都市建設部長
	稗田 康晴	会計管理者
	阪元 靖司	上下水道部長
	奥村 享央	市立芦屋病院事務局長
	北村 修一	消防本部消防長
	川原 智夏	教育委員会管理部長
	井岡 祥一	教育委員会学校教育部長
茶嶋 奈美	教育委員会社会教育部長	

事務局	竹内 浩文	市民生活部人権・男女共生課長
	小杉 頼子	市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長）
	松丸 真奈	市民生活部人権・男女共生課係長
	青木 祐馬	市民生活部人権・男女共生課課員
	高橋 周平	市民生活部人権・男女共生課課員

●芦屋市男女共同参画推進本部幹事会委員名簿

令和4年11月現在

職務	氏名	役職名
委員長	大上 勉	市民生活部長
副委員長	竹内 浩文	市民生活部人権・男女共生課長
委員	島津 久夫	企画部マネジメント推進課長
	宮本 剛秀	企画部広報国際交流課長
	篠原 あや	総務部文書法制課長
	長岡 良徳	総務部人事課長
	吉田 真理子	総務部コンプライアンス推進室長
	小杉 頼子	市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長）
	平見 康則	市民生活部地域経済振興課長
	渡邊 一義	市民生活部上宮川文化センター長
	富松 正貴	市民生活部環境課長
	山川 尚佳	福祉部地域福祉課長
	田嶋 修	福祉部障がい福祉課長
	浅野 理恵子	福祉部高齢介護課長
	小川 智瑞子	こども・健康部子育て政策課長
	廣瀬 香	こども・健康部子ども家庭総合支援課長
	久保田 あずさ	こども・健康部主幹（子ども家庭総合支援担当課長）
	田中 孝之	こども・健康部ほいく課長
	伊藤 浩一	こども・健康部主幹（施設整備担当課長）
	辻 彩	こども・健康部健康課長
	竿尾 博司	都市建設部防災安全課長
	村江 宏太	消防本部総務課長
竹内 典子	教育委員会管理部管理課長	
野村 大祐	教育委員会学校教育部学校教育課長	
岩本 和加子	教育委員会社会教育部生涯学習課長	
事務局	松丸 真奈	市民生活部人権・男女共生課係長
	青木 祐馬	市民生活部人権・男女共生課課員
	高橋 周平	市民生活部人権・男女共生課課員

## ●芦屋市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するために、芦屋市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の計画及び総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(平17.4.1・平19.4.1・一部改正)

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表し、会議を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(平18.4.1・全改、平19.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、市民生活部長が指名する。
- 3 会議の議長及び副議長は、委員の互選とする。

(平19.4.1・一部改正)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。 以下、省略

## ●芦屋市女性活躍推進会議委員名簿

令和4年7月現在

	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	◎ 中里 英樹	甲南大学文学部教授
団 体 代 表	伊東 典子	芦屋市PTA協議会 顧問
	勝部 尚樹	特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西
	中村 馨乃信	芦屋市商工会 理事
	橋野 浩美	特定非営利活動法人あしやNPOセンター 事務局長
	平野 雅之	日本政策金融公庫 神戸東支店長
	渡利 綾子	JCRファーマ株式会社 人事企画部 課長
就 労 ・ 起 業 関 係 者	須澤 美佳	起業家（株式会社ママントレ代表）
	○ 萩原 紫津子	産業カウンセラー、キャリアコンサルタント
行 政 関 係 者	上畑 真理	西宮公共職業安定所 統括職業指導官
	島津 久夫	芦屋市企画部マネジメント推進課長
	中尾 裕子	兵庫県立男女共同参画センター 就業支援課長

敬称略 ◎会長 ○副会長

## 4. 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、市民・学識経験者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」、市長を本部長とする「芦屋市男女共同参画推進本部」等において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行いました。

また、市民と職員を対象とした意識調査、男女共同参画センター事業等参加者へのアンケートの実施や、パブリックコメントを通じた意見募集・集約を行いました。

開催（実施）日		開催（実施）事項	内容
令和2年度	令和3年1月13日～23日	第2回男女共同参画推進審議会 （書面開催）	男女共同参画に関する市民・職員意識調査の調査票（案）の検討
	1月27日～2月3日	第1回男女共同参画推進本部幹事会 （書面開催）	
	2月17日～22日	第1回男女共同参画推進本部会議 （書面開催）	
令和3年度	7月21日	第1回男女共同参画推進審議会	市民・職員意識調査の実施について
	8月10日～18日	第1回男女共同参画推進本部幹事会 （書面開催）	
	8月25日～9月3日	第1回男女共同参画推進本部会議 （書面開催）	
	8月26日～9月17日	男女共同参画に関する市民・職員意識調査実施	
	令和4年1月13日～27日	第2回男女共同参画推進審議会 （書面開催）	市民・職員意識調査結果について
	2月4日～17日	第2回女性活躍推進会議	
	2月24日～3月7日	第2回男女共同参画推進本部幹事会 （書面開催）	
3月10日～16日	第2回男女共同参画推進本部会議 （書面開催）		
令和4年度	6月22日	第1回男女共同参画推進審議会	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン骨子案の検討
	7月4日	第1回女性活躍推進会議	
	7月14日	第1回男女共同参画推進本部幹事会	
	7月27日	第1回男女共同参画推進本部会議	
	10月1日～11月1日	庁内関係課ヒアリング	第5次行動計画策定に係る事業ヒアリング
	10月1日～11月1日	DV被害者支援ネットワーク会議	
	10月1日～12月15日	男女共同参画センター事業等参加者への第5次行動計画策定に係るアンケート実施	
	10月4日	男女共同参画団体協議会 （10月定例会）	第5次行動計画策定の経過報告
	11月1日	男女共同参画団体協議会 （11月定例会）	第5次行動計画策定の意見募集

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
11月2日	第2回男女共同参画推進審議会	第5次行動計画原案の検討
11月4日	第2回男女共同参画推進本部幹事会	
11月9日	第2回男女共同参画推進本部会議	
12月1日	市議会民生文教常任委員会報告	第5次行動計画原案の報告
12月16日～ 令和5年1月24日	市民意見の募集（パブリックコメント）	第5次行動計画原案に対する意見募集
1月25日	第3回男女共同参画推進審議会	第5次行動計画（案）の確認
1月26日	第2回女性活躍推進会議	
1月27日	第3回男女共同参画推進本部幹事会	
2月1日	第3回男女共同参画推進本部会議	
2月中旬	市議会民生文教常任委員会報告	パブリックコメントの結果と 第5次行動計画（案）の報告

## 5. 男女共同参画推進のあゆみ（年表）

※平成3年（1991年）以降

年	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
平成3年 (1991年)	・市長室に「女性対策担当」設置（4月） ・市政モニター「アスパップレディ」発足（11月）	・婦人・生活課を女性・生活課に、名称変更し、女性政策室を設置	・「育児休業法」の公布	
平成4年 (1992年)	・「女性に関する諸問題についての市民意識調査」実施（5～6月） ・「芦屋市女性施策推進懇話会」設置（6月） ・「芦屋市女性施策推進会議」設置（6月）	・県立女性センター開設		
平成5年 (1993年)	・市長室女性施策担当（組織改正）（4月） ・懇話会から提言「男女共同参画型社会の実現を目指して」提出（6月）		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）の公布	
平成6年 (1994年)	・芦屋市女性センター設置（8月） ・女性の諸問題に関する相談事業開始（9月）		・男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	・国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択
平成7年 (1995年)			・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8年 (1996年)	・企画財政部女性施策担当（組織改正）（4月）	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組	・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997年)	・「芦屋市男女共同参画推進本部」設置（9月） ・「芦屋市男女共同参画推進委員会」設置（12月）		・男女共同参画審議会設置 ・「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)	・「芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」策定（6月）			
平成11年 (1999年)			・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成12年 (2000年)	・総務部女性施策担当（組織改正）（4月） ・DV専門相談開始（4月）	・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
平成13年 (2001年)		・「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21-」策定	・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	
平成14年 (2002年)	・「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施（1～2月） ・市政モニター「アスパップレディ」終了（3月）	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長（男女共同参画・ボランティア担当）に改組		
平成15年 (2003年)	・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」策定（3月） ・担当名を「男女共同参画推進担当」に変更（4月）	・課長（男女共同参画・ボランティア担当）を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部閣議決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成16年 (2004年)	・総務部市民参画課に組織替え（4月）	・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更	・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成17年 (2005年)			・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）

年	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひょうご子ども未来プラン」策定</li> <li>「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定</li> <li>「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定</li> <li>「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定</li> <li>県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設</li> <li>「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設名を「芦屋市男女共同参画センター」に名称変更し、市民公募により愛称「ウィザスあしや」を決定(1月)</li> <li>市民生活部に組織替え(4月)</li> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」(5~6月)、「職員意識調査」(7月)を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「パートタイム労働法」改正</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プラン」策定(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部策定</li> </ul>	
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芦屋市男女共同参画推進条例」制定(3月)、施行(4月)</li> <li>「芦屋市男女共同参画推進審議会」設置(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定</li> <li>「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(第2期計画)」策定</li> <li>ひょうご仕事と生活センター開設</li> <li>男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画原案策定委員会」設置(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ひょうご子ども未来プラン」策定</li> <li>青少年課男女家庭室を男女家庭室に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」(芦屋市DV対策基本計画)策定(3月)</li> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施(10~11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」制定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定</li> <li>男女家庭室から男女家庭課に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」策定(3月)</li> <li>芦屋市男女共同参画センター公光町に移転、「芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」施行(4月)</li> <li>男女共同参画推進課に組織改正(4月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)</li> <li>「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる</li> </ul>	
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県DV防止・被害者保護計画(第3期計画)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パートタイム労働法」改正</li> <li>「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>
平成 27 年 (2015 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定</li> <li>「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定</li> <li>「兵庫県地域創生戦略」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍加速のための重点方針2015」策定</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)</li> </ul>

年	芦屋市	兵庫県	国	世界(国連等)
平成 28 年 (2016年)	・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施(8月)	・「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」策定 ・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」改定	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	
平成 29 年 (2017年)	・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン一部改正版(女性活躍推進計画)」策定(3月)		・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ・「刑法」改正(強姦罪を強制性交等罪へ変更)	
平成 30 年 (2018年)	・「第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン(第2次女性活躍推進計画を含む)」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」策定(3月)	・「第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定	・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、施行 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	
平成 31 年 令和元年 (2019年)	・芦屋市男女共同参画センター分庁舎(精道町)に移転(1月)	・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(第4期)策定	・「女性活躍加速のための重点方針2019」策定 ・「女性活躍推進法」改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化) ・「労働施策総合推進法」の改正	・G7男女共同参画担当大臣会合開催「男女平等に関するパリ宣言」
令和 2 年 (2020年)	・人権・男女共生課に組織改正(4月)	・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略(第2期)」策定	・「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・第64回国連女性の地位委員会「北京+25」(ニューヨーク)
令和 3 年 (2021年)	・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施(8~9月)	・「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」を策定 ・「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定	
令和 4 年 (2022年)		・県民生活部男女青少年課に組織改正	・「女性版骨太の方針2022(女性活躍・男女共同参画の重点方針)」策定 ・「育児・介護休業法」の改正	
令和 5 年 (2023年)	・「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン(第3次芦屋市女性活躍推進計画及び第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む)」策定(3月)			

## 6. 芦屋市男女共同参画推進条例

平成21年3月27日

条例第10号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第7条・第8条）

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第16条）

#### 第4章 雑則（第17条）

#### 附則

わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。

これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。

誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を發揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。

阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の参画と協働が、地域の社会・文化づくりに大きな力となったことから、今後、男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り、それが、これからの社会やまちの様々な問題解決への道を拓くことを学びました。

わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が生き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。

(6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める男女共同参画の推進のための基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) 前3号に掲げるもののほか、性別による人権侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市男女共同参画推進審議会に諮るものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、行動計画に基づく施策の実施状況をとりまとめた年次報告を作成し、公表する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制)

第13条 市長は、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(総合的な拠点施設の整備)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市

民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(男女共同参画の視点に立つ教育の推進)

第15条 市は、学校、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するための教育及び学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の申出の処理)

第16条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案(以下「苦情等」という。)を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合に

において、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、苦情等への対応に当たり、必要と認めるときは、芦屋市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

#### 第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
以下、省略

## 7. 計画策定関係法令

### ●男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）〈抄〉

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成 13 年法律第 31 号）〈抄〉

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号) <抄>

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 8. 用語解説 (50 音順)

用語	解説
アンコンシャス・バイアス	自分の経験や育った環境、社会属性によって、自分でも気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見・思い込み」などと訳される。
ウィザス・プラン (With us Plan)	あらゆる人々が共に協力して男女共同参画社会をつくりあげていこうという意味が込められている。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
SDGs	平成 27 (2015) 年に開催された国際サミットの中で、令和 12 (2030) 年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
エンパワメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
健康寿命	日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表している、世界各国における男女格差を測る指数。4つの分野別指数や総合指数、順位等が発表される。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動についても自ら希望するバランスで展開できる状態であること。
人身取引	暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に連れ去り、売買し、売春や強制労働、臓器摘出等の搾取をすること。

用語	解説
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨等の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉、性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと。
性的指向・性自認	性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン (同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人) 等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人) 等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもある。
セクシュアル・ハラメント	性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。
積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション)	男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (SNS)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。殴る・蹴るといった暴力だけではなく、相手の交友関係や行動を制限するなど、様々な形の暴力を含む。
配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス (DV))	夫やパートナー等親しい関係 (婚姻関係にない恋人どうしを含む。) の間で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、配偶者間 (事実婚や元配偶者も含む。) の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助等を行うところ。

用語	解説
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。